

(4) 公文書の一部開示，不開示に係る不開示事項別内訳

開示請求に対して一部開示及び不開示決定を行った案件に係る不開示事項別の内訳は，次のとおりです。

内訳は，個人に関する情報（旧条例第8条第2号，新条例第7条第1号）が最も多く1,832件，次いで法人等に関する情報（旧条例第8条第3号，新条例第7条第2号）1,412件，事務又は事業に関する情報（旧条例第8条第8号，新条例第7条第6号）1,072件の順となっており，この3つで全体の78.6%を占めていることから，不開示理由が一部の不開示事項に集中しています。

ア 旧条例の下での状況

不開示事項の区分（該当号）	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計	計の構成比
法令秘情報（第1号）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	3	0.1
個人情報（第2号）	1	4	3	2	9	7	18	183	587	327	99	92	42	1,374	40.0
事業活動情報（第3号）	0	0	0	2	8	1	3	116	418	128	71	88	42	877	25.5
犯罪捜査等情報（第4号）	0	0	0	0	0	0	0	1	4	4	35	20	27	91	2.6
国等協力関係情報（第5号）	0	0	0	0	0	0	0	4	4	0	1	0	0	9	0.3
意思形成過程情報（第6号）	0	0	0	0	2	2	3	8	19	9	14	9	27	93	2.7
合議制機関情報（第7号）	0	0	0	0	0	0	4	5	1	4	2	1	0	17	0.5
行政運営情報（第8号）	0	3	1	2	2	2	6	108	343	318	81	58	46	970	28.2
非公開条件情報（第9号）	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	0	0	3	0.1
計	1	7	4	6	21	12	34	427	1377	790	305	269	184	3,437	100.0
一部開示，不開示の決定件数	1	4	3	3	11	7	25	228	622	376	184	133	96	1,693	

イ 新条例の施行以降の状況

不開示事項の区分（該当号）	13	14	15	16	計	計の構成比
個人に関する情報（第1号）						
個人情報（旧第2号）	46	102	143	167	458	22.3
法人等に関する情報（第2号）						
事業活動情報（旧第3号）	44	312	117	62	535	26.0
法令秘情報（第3号）						
“（旧第1号）	0	0	1	0	1	0.1
公共の安全等に関する情報（第4号）						
犯罪捜査等情報（旧第4号）	16	12	105	96	229	11.1
審議，検討等に関する情報（第5号）						
意思形成過程情報（旧第6号）	6	2	0	2	10	0.5
合議制機関情報（旧第7号）						
事務又は事業に関する情報（第6号）	0	0	2	1	3	0.1
行政運営情報（旧第8号）	22	20	38	22	102	5.0
文書不存	26	361	93	107	587	28.6
存否応答拒否	3	3	1	1	8	0.4
適用除外	0	1	36	84	121	5.9
計	163	813	536	541	2,053	100.0
一部開示，不開示の決定件数	84	649	297	298	1,328	

※ 平成13年4月1日前に作成し，又は取得した公文書については，旧条例第8条の適用を受けることから，同条各号による分類も併記しています。また，表中で2段になっている区分のうち，上段は新条例第7条各号の不開示事項を，下段は上段に相当する旧条例第8条各号の不開示事項を表したものです。